

全部休止届の記載例

様式第12（第12条第1項関係）

電気通信事業全部休止届出書

提出年月日を記載してください。
和暦、西暦どちらでも可。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 殿

法人の場合：登記事項証明書に記載の
本店住所
個人の場合：住民票に記載の住所
※ふりがなも必ず記載してください。

郵便番号 100-8926
(ふりがな) とうきょうとちよたくすみがせき
住 所 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

押印不要です。
法人の場合は、法人の名称及び
代表者の役職・氏名を記載してください。
※ふりがなも必ず記載してください。

(ふりがな) そうむ
氏 名 株式会社 総務
そうむ たろう
代表取締役 総務 太郎

個人の場合は記載不要です。
法人の場合は、国税庁「法人番号公表サイト」
から検索できる13桁の番号を記載してください。

登録年月日及び登録番号
〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

法人番号（13桁）

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

届出者の担当部署があれば記入願います。
(委任を受けた代理人の連絡先は記入
しないでください。)

担当部署名

〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

必ず電話番号とメールアドレスの両方を記載してください。
(担当部署に連絡の取れるものを記載してください。)

電気通信事業の全部を休止したので、電気通信事業法第18条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 ※全部休止する期間を記入してください。「未定」は不可。
休止した事業	登録を受けた事業の全て
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	周知した事項：〇年〇月〇日で該当サービスを休止すること 周知時期：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 利用者の範囲：該当サービスを利用する全ての契約者 周知方法：当社ホームページに掲載するとともに、郵便、 電子メール、電話で個別に通知。

※事業者の届出内容(氏名、住所等)に変更があった場合は、併せて変更届(様式第6)を提出して下さい。

業務の休廃止に係る周知の対象範囲、周知の期限・方法、周知する事項等については、
総務省ホームページに掲載の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の
『業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。

全部廃止届の記載例

様式第12（第12条第1項関係）

電気通信事業全部廃止届出書

提出年月日を記載してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 殿

法人の場合：登記事項証明書に記載の
本店住所

個人の場合：住民票に記載の住所
※ふりがなも必ず記載してください。

郵便番号 100-8926
(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
住 所 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

押印不要です。

法人の場合は、法人の名称及び
代表者の役職・氏名を記載してください。
※ふりがなも必ず記載してください。

(ふりがな) そうむ
氏 名 株式会社 総務
そうむ たろう
代表取締役 総務 太郎

個人の場合は記載不要です。

法人の場合は、国税庁「法人番号公表サイト」
から検索できる13桁の番号を記載してください。

登録年月日及び登録番号

〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

法人番号（13桁）

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

担当部署名

〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

届出者の担当部署があれば記入願います。

（委任を受けた代理人の連絡先は記入
しないでください。）

必ず電話番号とメールアドレスの両方を記載してください。
（担当部署に連絡の取れるものを記載してください。）

電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第18条第1項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ※全部廃止した年月日を記入してください。「未定」は不可。
廃止した事業	登録を受けた事業の全て
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	周知した事項：〇年〇月〇日で該当サービスを終了すること 周知時期：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 利用者の範囲：該当サービスを利用する全ての契約者 周知方法：当社ホームページに掲載するとともに、郵便、 電子メール、電話で個別に通知。

※事業者の届出内容（氏名、住所等）に変更があった場合は、併せて変更届（様式第6）を提出して下さい。

業務の休廃止に係る周知の対象範囲、周知の期限・方法、周知させる事項等については、
総務省ホームページに掲載の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の
『業務の休廃止に係る周知等（法第26条の4、第26条の5）関係』を参考にしてください。